

緑資源機構談合等の再発防止に関するご意見・情報を募集します

平成19年6月28日
農 林 水 産 省

「緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会」(以下「第三者委員会」という。(別添1参照))は独立行政法人緑資源機構の談合問題等の再発防止策について、緑資源機構・林野庁・受注法人の事業、人事システム、組織のあり方といった幅広い観点から検討をしています。

この委員会では、機構の談合問題等に係る論点・課題を整理(別添2参照)し、6月26日に農林水産省から基本姿勢(別添3参照)を聴取したところですが、さらに、国民の皆様からご意見・情報を募ります。

提出いただいたご意見・情報は、この委員会における談合問題等の再発防止策の検討の参考とさせていただきます。

1 テーマ

本件に関し見聞、体験された談合の実態、緑資源機構談合等の再発防止に有効で適切と考えられる対策、今後期待する林野庁の役割

2 提出方法

- (1) インターネットによる提出(クリックして下さい。)
- (2) 郵便 〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省林野庁林政部林政課(第三者委員会事務局)
- (3) ファクシミリ 03-3593-3463

3 提出上の注意

- (1) 意見・情報は日本語に限ります。個人は住所・氏名・性別・年齢・職業・連絡先(メールアドレス等を含む。)を、法人は法人名・所在地を明記して下さい。これらは、公表する場合がありますので、御了承願います(匿名を希望される場合は、提出時にその旨書き添えて下さい。提出いただいた個人情報については、問い合わせや確認にのみ利用します。)
- (2) いただいた御意見について、個別に回答はいたしかねること、公表に際しては、御意見を要約する可能性があることを御承知おき下さい。
- (3) 電話での意見・情報は受けかねます。

4 受付期間

平成19年6月28日(木)から7月11日(水)まで
(郵便の場合は当日までに必着のこと)

5 資料

- (1) 「緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会」の設置について(別添1)
- (2) 論点・課題の整理について(別添2)
- (3) 農林水産省としての基本姿勢(6月26日第4回委員会提示資料)(別添3)

【担 当】

林野庁林政部林政課
(第三者委員会事務局)
担当：齋藤、島内、柴田
代表：03-3502-8111(6041)